

滝川市健康管理システム導入等業務企画提案実施要領

滝川市

令和 8 年 1 月

滝川市健康管理システム導入等業務企画提案実施要領

1. 目的

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に基づく標準化基準に適合した「健康管理システム」を選定・導入する。なお、導入時点において標準化3.1版の対応ができること、及び、今後の標準化のバージョンアップに対応できることを前提に、必要なデータ処理に係る操作性や利便性を得られるシステム導入を進める。

2. 業務の概要

(1) 業務の名称：滝川市健康管理システム導入等業務

(2) 業務の内容：別紙の業務仕様書のとおり

※ 当該仕様書は、企画提案の実施にあたり市の考えをまとめたものであり、市と受託候補者が協議の上、企画提案時に示された見積金額を上限として、必要な変更ができるものとする。

(3) 委託期間：契約締結日から令和9年3月まで

(4) 提案上限額：24,964,500円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とし、提案の内容にかかわらず、この上限額を超える提案は受け付けません。

(5) 担当部署：〒073-0032 滝川市明神町1丁目5番32号

滝川市健康こども未来部健康づくり課（滝川市保健センター）

電子メール：hoken@city.takikawa.lg.jp

3. 参加資格

(1) 市区町村が発注した同種・類似業務を受注し、履行完了した実績があること。ただし、標準化・共通化に係る部分については、この限りでない。

(2) 健康管理システム標準化3.1版の導入後、国の示す適合基準日までに標準化改版対応が可能な体制があること。

(3) 今回のシステム導入から最低5年間は継続して提供できる体制があること。

(4) 本業務に係る申請の資格については、法人又はその代表者が次のアからキまでのいずれにも該当しないものであること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの

イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しないもの又は入札執行日前6月以内に手形若しくは小切手を不渡りにしたもの

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立てが行われたもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てが行

われたもの

- オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないもの（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にあるもの又は役員が暴力団の構成員等であるもの
- カ 滝川市競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成11年滝川市告示第43号）第2条第1項若しくは第3条第1項から第3項までの規定による指名競争入札に関する指名を停止されているもの
- キ 国税、地方税に滞納があるもの

4. 企画提案審査の手続き

（1）スケジュール

ア 募集要項等の公表	令和8年1月23日（金）
イ 募集要項等に関する質問	令和8年2月2日（月）12：00まで
ウ 質問に対する回答	令和8年2月6日（金）
エ 参加表明書の提出期限	令和8年2月2日（月）12：00まで
オ 企画提案書の提出期限	令和8年2月16日（月）12：00まで
カ 書類審査（予定）	令和8年2月17日（火）
キ デモンストレーション（予定）	令和8年2月18日（水）～2月23日（月） ※デモンストレーションは実施希望事業所のみ実施
ク プrezentation（予定）	令和8年2月24日（火）
ケ 審査結果の通知・公表（予定）	令和8年2月27日（金）

（2）質問・回答

募集要項等に関する質問は、質問書（様式第1号）により以下のとおり提出すること。

- ア 提出期限 4（1）スケジュールを参照。
- イ 提出方法 電子メールにより提出すること。
- ウ 提出先 滝川市健康こども未来部健康づくり課健康こども係
住所：〒073-0032 滝川市明神町1丁目5番32号 滝川市保健センター
電話：0125-24-5256（直通）
電子メール：hoken@city.takikawa.lg.jp

※電子メールにより質問書を送信した場合、当該質問書を滝川市担当者が受信していることについて、速やかに電話により確認すること。

- エ 回答 回答は令和8年2月6日（金）公式ホームページに公表する。

なお、回答は質問内容と合わせて、質問者名等を伏せて公表する。

(3) 参加表明書の提出

参加を希望する事業者は、参加表明書（様式第2号）により以下のとおり提出すること。

ア 提出期限 4(1)スケジュールを参照。

イ 提出方法 電子メールにより提出すること。なお、押印のあるスキャンデータ（PDFファイル）を提出すること。

ウ 添付資料 同種又は類似業務実績表（様式第3号）又は同等の内容が記載された資料。

エ 提出先 滝川市健康こども未来部健康づくり課健康こども係
住所：〒073-0032 滝川市明神町1丁目5番32号 滝川市保健センター
電話：0125-24-5256（直通）
電子メール：hoken@city.takikawa.lg.jp

(4) 企画提案書の提出

参加表明書を提出した事業者は、企画提案書を作成し以下のとおり提出すること。

ア 提出期限及び提出方法

・提出期限 4(1)スケジュールを参照。

・提出方法 ファイル授受機能により提出すること。

参加表明書に記載のメールアドレス宛に事前にファイル送信依頼のメールを送付するので、記載されたURL（送信案内ページ）にファイルのアップロードを行うこと。

記載内容は、審査基準項目を網羅するように作成し、提出すること。

・提出形式 WORDやPPT、PDF形式等、一般的に使用されているファイルとする。

イ 企画提案書様式

企画提案書の様式は任意であるが、別紙「審査基準」の審査事項の内容を含め、専門的知識を有しない者でも理解できるよう簡潔且つ、わかりやすい表現で次の事項を含めて作成すること。

・会社概要

・業務実施体制及びスケジュール

・導入システムの機能性及び操作性

・運用及び保守体制

・拡張提案

※標準オプション機能に関する拡張提案をする場合は、「滝川市健康管理システム導

「入等業務仕様書」の9 標準オプション機能について、最低限搭載する機能として示したもの以外で、実装可能な機能があれば示すこと。なお、費用については提案上限額の範囲内で収めること。

(5) 見積書・運用経費の提出

代表者印を押印した見積書（様式第4号）のスキャンデータ（PDFファイル）を令和8年2月16日（月）12時までに企画提案書の電子データとともに提出すること。

また、見積書と別にシステム導入後のシステム運用経費（利用料・保守料等）及びガバメントクラウド利用料の月額について、内訳がわかるように任意様式で提出すること。なお、運用経費は導入時点におけるもので積算すること。

(6) 提案書の審査等について

企画提案書を提出した事業所が4者以上となった場合には、審査職員会議において提案書等の審査を行い、上位3者を選定する。選定結果は、電子メールで送信する。

(7) デモンストレーション

4 (6) で選定された事業所は、提案する健康管理システムについて、令和8年2月25日（水）に開催を予定しているプレゼンテーションとは別に、主として健康管理システムの機能や操作性の確認を目的としたデモンストレーションを実施することができる。

ア 実施日時

令和8年2月18日（水）～2月23日（月）で別途日時を調整する。

イ 実施会場

滝川市保健センター、または、滝川市役所

ウ 出席者

- ・滝川市健康管理システム導入等業務企画提案審査職員会議の委員長及び委員
- ・健康こども未来部健康づくり課 職員

エ デモンストレーションの内容

デモ機を用い、「個人健康管理画面」「世帯管理」「成人検診の予約管理」「健康診査業務の結果入力・管理」「がん検診及び精密検査の結果入力・管理」「訪問・相談・教育業務」「妊婦健診関係業務」「乳幼児健診・相談関係業務」「予防接種業務」「歯科保健業務」「地域保健・健康増進事業報告」等の実際の使用感がイメージできるようを行うこと。

オ 資料

デモンストレーションに特化した資料の当日配布は認めるものとする。

カ デモンストレーションに必要な機材について

モニター（1台）、HDMIケーブル（1本）については、滝川市が用意する。それ以外に必

要な機材については、事業者自らが用意すること。

(8) プレゼンテーション

企画提案書のプレゼンテーションを実施する。

ア 場所・日程 令和8年2月24日（火）（予定）に実施する。詳細は、プレゼンテーション実施事業者に別途連絡する。

イ 審査職員会議 「滝川市健康管理システム導入等業務企画提案審査職員会議」を設置し、企画提案の審査を行う。なお、審査職員会議は非公開とする。

ウ 審査方法

1) プレゼンテーション50分以内、質疑応答20分の70分以内とする。

2) 事業所の説明者の参加は、4名までとする。なお、原則として実施体制に記載されているものが説明を行うこと。

3) 企画提案書に基づき説明を行うこと。

エ 審査基準 別表「審査基準」とおりとする。

オ その他 プレゼンテーションの内容について、市は録画又は録音することができるものとする。

(9) 審査結果

- ・審査職員会議の審査結果に基づき、優先交渉事業者及び次点者を決定する。
- ・審査結果については参加事業者に通知するとともに、公式ホームページにおいて優先交渉事業者の掲載を行う。
- ・参加事業者が1者の場合においても審査基準に基づき審査職員会議において審査を行う。

5. 契約手続き

- ・審査結果に基づく優先交渉事業者と契約に関する協議を行い契約を締結する。
- ・協議の結果、契約の締結に至らなかった場合は、次点者と協議を行う。
- ・契約締結にあたっては、仕様書及び企画提案書の内容を基本とするが、協議の結果により、必要に応じて訂正、追加、削除等を行うものとする。

6. 参加申請に係る留意事項

- (1) 提出された申請書類の内容は、明らかな誤り又は軽微な事項を除き、変更することはできない。
- (2) 参加資格を満たしていないことが判明した場合及び申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (3) 滝川市が選定に関し、追加書類の提出を求めるときは、それに応じること。

- (4) 滝川市が提供した資料等は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。また、滝川市の承諾を得ることなく、第三者に内容を提示することを禁じる。
- (5) 申請書類は、滝川市情報公開条例（平成9年滝川市条例第6号）に基づく情報公開請求により公開されることがあるので、申請者は滝川市情報公開条例に基づき、滝川市を通じて、管理業務の実施に当たり保有する文書の公開等の請求があったときは、速やかにこれに応じること。
- (6) 同一の法人が複数の申請をすることはできない。
- (7) 申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とする。
- (8) 滝川市に提出した申請書類は返却しない。
- (9) 申請後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (10) 参加にあたり、申請者に生じた損害等については、滝川市は一切その責を負わないものとする。

7. 受託事業者に係る留意事項

- (1) 個人情報の取扱い
 - ア 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を順守の上、個人情報の取扱いを行うこと。
 - イ 受託者の役員及び従業員には、業務上知り得た個人情報を第三者に漏らしたり、不当な目的に使用しない旨の守秘義務が課せられ、これに違反したときは、懲役又は罰金の処罰が課せられる。（契約期間が満了し、若しくは契約を取り消され、又は職務を退いた後においても同様とする。）
 - ウ 滝川市を通じて、業務の実施に当たり保有する個人情報の開示又は訂正等の請求があったときは、速やかにこれに応じること。
- (2) 業務の一括委託を禁止する。業務は、その全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはいけない。ただし、その一部について、あらかじめ滝川市が認めるときは、この限りではない。